

鏡野町

大切なことをまとめているので、
R10.3.31 まで保管してください。

令和9年度
令和9年4月～令和10年3月入園

入園手続き・園利用のご案内 保育園・幼稚園・こども園・小規模保育園

入園手続きスケジュール

令和8年10月6日（火）から 10月30日（金）まで	入園申込に必要な書類の配布開始 鏡野町ホームページへ掲載（ダウンロード可能） 入園申込書類の提出期間	
令和8年11月～12月	審査（入園選考・調整）	
令和9年1月下旬予定	入園決定または入園保留の決定	
令和9年2月中旬予定	入園決定の場合	入園保留の場合
	入園説明会（各園にて）	申込みの状態は、年度内継続し、年度中に空きが出た場合は、再度審査（入園選考・調整）を行います。
令和9年3月中旬予定	支給認定証、入園承諾書の送付	
令和9年4月以降（入園希望月）	入園（利用開始）	
令和9年4月中旬・9月中旬	保育料決定通知書送付	

お問合せ先

鏡野町子育て支援課

鏡野町竹田660番地

TEL（0868）54-2991

FAX（0868）54-2891

1. お子さんの年齢と利用できる施設を確認しましょう

- 保育園・こども園・幼稚園・小規模保育園は、
 ①保護者の要件（保育を必要とする事由）と、
 ②お子さんの年齢に応じた「教育・保育給付認定」の区分（「認定区分」）により、
 利用できる施設が分かります。
 令和9年度のお子さんのクラス年齢を（１）で確認し、（２）で利用できる施設をご
 確認ください。
 町内の園は、４ページ以降をご覧ください。

(1)令和9年度 クラス年齢確認表

お子さんが、●歳児クラスに該当するかを、下の表でご確認ください。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和8年4月2日以降生まれ (入園希望日の前月に7か月以上になっていること)
1歳児クラス	令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれ
2歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
3歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
4歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
5歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

(2)お子さんのクラス年齢・保護者の要件と利用できる施設

認定区分は、1号認定から3号認定まであります。

お子さんの クラス年齢	保護者の要件	認定区分	利用できる施設
3歳児から5歳児	なし	1号認定	幼稚園 こども園幼稚園部
	「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する →P2『2「保育を必要とする事由」と保育時間』でご確認ください。	2号認定	保育園 こども園保育園部
0歳児から2歳児		3号認定	保育園 こども園保育園部 小規模保育園

2. 「保育を必要とする事由」と保育時間

保育園・こども園保育園部・小規模保育園（以下「保育園等」といいます）を利用するには、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

そして、保護者の「保育を必要とする事由」に基づき、保育時間（利用できる時間）が、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

さらに、保育時間は、保育料にも反映されます。

なお、保護者同士（父母等）で利用できる時間が異なる場合は、短い方（保育短時間）が適用されます。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労	月 120 時間以上の勤務	月 48 時間以上～120 時間未満の勤務
育児休業	—	既に園を利用中の児童の継続利用
求職活動	—	認定期間内に職探しをする方 利用できる期間：90 日
妊娠・出産	出産前後の方 利用できる期間： 産前2か月～産後2か月を迎える月末（ただし、2か月を迎える日が1日の場合はその日まで）	—
保護者の疾病・障がい	長期の治療・療養が必要な場合	状態に応じて判断
親族の介護・看護	常時の付き添いが必要な場合	状況に応じて判断
災害復旧	被災により保育が困難な場合	状況に応じて判断
就学	職業訓練や大学等に通学の方	状況に応じて判断

3. 入園申込み

(1) の提出書類をすべて整え、子育て支援課又は町内の園に提出してください。
提出書類に不足や未記入などがある場合は、書類審査・選考に進めないのをご注意ください。
町外の園を希望される方は、P6「6. 町外の園の利用」をご参照ください。

(1)提出書類

提出書類		必要部数	保育園 こども園保育 園部 小規模保育園	こども園 幼稚園部	幼稚園
①	支給認定申請書兼 保育園・こども園・幼稚園入園申込書	児童ごとに 1 部	○	○	○
②	児童状況票	児童ごとに 1 部	○	○	△ 継続は不要
③	入園申込確認書	世帯で 1 部	○	○	○ 継続は不要
④	保育を必要とする事由を証明する書類 ※「(2) 保育を必要とする事由を証明 する書類」から、該当する書類を提出	保護者ごとに 1 部	○		
⑤	個人番号届出書（該当者のみ） 【提出が必要な方】 ●令和 9 年 4 月～8 月に入園希望： 令和 8 年 1 月 1 日に鏡野町に住所が ない方 ●令和 9 年 9 月以降に入園希望： 令和 9 年 1 月 1 日に鏡野町に住所が ない方	世帯で 1 部	△	△	
⑥	入園願	×	×	×	○

(2)保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由	提出書類と添付書類
就労（就労予定を含む） （雇用、自営業、農業に従事）	就労証明書（保護者の勤務先に作成を依頼してください。） 注：事業所によっては作成に時間がかかる場合があります。
育児休業中	就労証明書（産休・育休期間、復職予定日等を記載のこと）
妊娠・出産	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ○母子手帳の写し等（保護者名と分娩予定日記載の部分）
保護者の疾病・障害	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ○医師の意見書、診断書など ○身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証（介護認定 を受けている方）等の写し
親族の介護、看護	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ○身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証（介護認定 を受けている方）等の写し
保護者の就学 （通学予定を含む）	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ○在学証明書等在学を証明できるもの
災害復旧	り災証明書
求職活動（起業準備含む）	求職活動状況申立書
その他	状況を証するために必要な書類

※記載内容は、必要に応じて事業所等に確認させていただく場合があります。

4. 町内の保育・教育施設

区分		園名	所在地	電話番号	利用定員
幼稚園	町立	郷幼稚園	薪森原 721-1	0868-54-0407	30 人
保育園	町立	鶴喜保育園	下森原 122-1	0868-54-0411	90 人
		香南保育園	香々美 834-1	0868-56-0050	40 人
		奥津保育園	女原 113-4	0868-52-2007	40 人
こども園	町立	芳野こども園	古川 474-1	0868-54-0482	保育園部：150 人 幼稚園部：20 人
		かがみの中央こども園	沢田 72-1	0868-54-0439	保育園部：130 人 幼稚園部：20 人
小規模保育園	私立	こどもみらいねっこ 運営：一般社団法人 こどもみらい機構	下森原 290-1	070-1749-6311	12 人

注：実際の受入れ人数は、配置する保育士の数等により調整することがあります。

(1)利用の要件(入園できる方)

全園共通

入園希望日（令和9年4月～令和10年3月までの各月1日）の前月に鏡野町に住所があること。

保育園・こども園保育園部・小規模保育園の利用

保護者が「保育を必要とする事由」に該当していること。

(2)保育料・給食費等

- 2歳児以下：P9 8.保育料と給食費等をご覧ください。
- 3歳児～5歳児：無償（給食費等が別途必要です。）

(3)保育・教育施設について

幼稚園

教育・保育時間：8時30分～14時（預かり保育（時間外保育）あり 17時まで）
（3歳児は5月上旬までは午前中保育）

休園日：土曜日、日曜日、祝日、学年末・学年始休業、夏季休業、冬季休業など

こども園幼稚園部 鏡野町では、幼稚園部と保育園部のこどもが一緒に生活しています。

教育・保育時間：8時30分～13時30分（預かり保育（時間外保育）あり 17時まで）

休園日：土曜日、日曜日、祝日、学年末・学年始休業、夏季休業、冬季休業など

保育園・こども園保育園部

開園時間：7時15分～19時（土曜日は～18時15分）

保育時間：保育標準時間 7時15分～18時15分

保育短時間 8時～16時

開園時間の範囲内で延長保育あり

休園日：日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、
運営規程で定める休園日

小規模保育園（こどもみらいねっこ）

開園時間：7時30分～18時

保育時間：保育標準時間 8時～17時30分

保育短時間 8時～16時

開園時間の範囲内で延長保育あり

休園日：土曜日・日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、
運営規程で定める休園日

5. 書類審査・選考・結果通知

(1)入園選考について

入園の決定は、書類を審査し「保育の必要性が高い方」から順に行います（※先着順ではありません）。

受付期間内に提出された方を、すべて同じ条件で選考します。

- ・ 第1希望の施設に入園できない場合は、第2希望以下の施設で順次選考を行います。
- ・ 選考の結果、希望園が受入れ可能人数を超えている場合は、鏡野町保育園等入園選考基準に基づき審査を行います。
- ・ 優先順位について：同点の場合は、当該園を第1希望にされている方を優先します。ただし、第1希望であっても、定員状況により入園できない場合があります。

(2)結果通知について

- ・ 結果通知：令和9年1月下旬に発送予定です（入園決定または保留の通知）。
- ・ 入園保留となった場合：申込みの状態は令和10年3月31日まで継続されます。年度中に空きが出た場合は、再度選考を行い、順次連絡します。

6. 町外の園の利用（広域保育）

町外の園の利用を希望される方は、事前に子育て支援課にご相談ください。
その際に、希望する保育施設や所在地市町村に応じた手続き等をお伝えします。

(1) 提出書類

希望する保育施設により、提出する書類が異なりますので、子育て支援課におたずねください。

(2) 提出先

鏡野町役場 子育て支援課

(3) 申込締切日

令和9年度入園の申込締切日は、令和8年10月30日（金）です。

(4) 結果連絡について

希望保育施設のある市町村から子育て支援課に連絡が入ります。これを受け、子育て支援課から保護者に連絡します。

※鏡野町内園の入園の流れと異なりますのでご注意ください。

(5) 町内と町外の保育施設を同時に申し込む場合について

入園申込書の第1希望から第5希望の欄に希望する園を順にご記入ください。

※町外の園は、市町村ごとに入園選考の時期や方法が異なります。その園の結果を受けた後でなければ次の希望園の手続きができないなどのため、第5希望までの全ての園を選考対象にすることができない場合があります。

7. 申込みの重要な注意点

(1) 申込みに当たっての注意点

次の点について、あらかじめご理解の上でお申し込みください。

入園希望日

入園希望日は、原則、令和9年4月から令和10年3月までの各月1日です。

育児休業中の方

育児休業中の方は、園の受入れができる場合に限り、利用することができます。この場合の利用時間は、保育園、小規模保育園をご利用の場合は保育短時間（2ページ、5ページ参照）です。（こども園保育園部をご利用の場合は、こども園幼稚園部に変更になります。）

特別な配慮が必要なお子さんについて

お子さんのからだや発達について、気がかりな点や、健診や医療機関で指摘されたことがある場合は、入園申込みの前に子育て支援課にご相談ください。

転入予定の方

令和9年度中に鏡野町へ転入予定の方も、転入前に保育園等の入園申し込みが可能です。ご希望の方は、入園申込期間中に鏡野町の申請書類にてお手続きください。その際、申請書類の住所欄には「現在の住所」と「鏡野町での住所（予定可）」と「転入予定時期」を必ずご記入ください。

(2)申込み後の注意点

出生予定で申し込まれた方

お子様が誕生されましたら、速やかに子育て支援課にご連絡ください。

転入予定で申し込まれた方

転入手続き完了後、直ちに子育て支援課へご連絡ください。

※入園希望日の前月末までに転入手続きが完了していない場合は、鏡野町の施設利用ができなくなりますのでご注意ください。

入園を辞退する場合

申込後に利用を辞退される際は、速やかに子育て支援課にご連絡いただき、「入園（所）辞退書」をご提出ください。

入園申込みの内容に変更があった場合

申込内容や家庭状況（就労・転居・出産・）に変更が生じた場合は、届出が必要となりますので、必ず子育て支援課または利用する園に、ご連絡ください。

●届出日と適用日：届出日より適用日が異なるのでご注意ください。

25日までの届出：翌月1日から適用

26日以降の届出：翌々月1日から適用

注：適用開始までは、変更前の認定等（保育時間・保育料等）が継続されます。

●提出書類

変更内容に応じた必要書類を添え、ご提出ください。

変更の内容	必要書類	添付書類
勤務先、勤務日数・時間の変更	支給認定変更申請書 （教育・保育）	・就労証明書
退職・求職活動	支給認定変更申請書 （教育・保育）	・求職活動状況申立書
産前休暇に入る	支給認定変更申請書 （教育・保育）	・出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ・母子手帳の写し等（保護者名と分娩予定日記載の部分）
育児休業に入る	支給認定変更申請書 （教育・保育）	・就労証明書（育休取得期間、復職予定日の記入があるもの） または「育児休業期間取得証明書」 ・育児休業中の保育園の利用継続申立書
産休育休等の終了、復職	支給認定変更申請書 （教育・保育）	-
保育時間の変更	支給認定変更申請書 （教育・保育）	・保育を必要とする事由を証明する書類（3ページ参照）

変更の内容	必要書類	添付書類
結婚した	支給認定変更申請書 (教育・保育)	(保育を必要とする場合のみ) ・結婚相手の保育を必要とする事由を 証明する書類
離婚した	支給認定変更申請書 (教育・保育)	・離婚したことがわかる書類 ※戸籍謄本の写し、児童扶養手当証書 など
住所・電話番号の変更	支給認定変更申請書 (教育・保育)	-
姓が変わった	支給認定変更申請書 (教育・保育)	-
保護者(納付義務者)が変わった	支給認定変更申請書 (教育・保育)	-
支給認定証を汚損・紛失	支給認定変更申請書 (教育・保育)	-
雇用期間が変更	・就労証明書	
転出・退園	・退園(所)届 ※原則、月末退園・月初入園	
転園・転部	・退園(所)届 ・支給認定申請書兼保育園・こども園・幼稚園入園申込書 ・入園申込確認書 ・保育を必要とする事由を証明する書類 (2号認定に変更する場合)	
口座振替の停止	・保育料口座振替停止申出書	
その他家庭状況の変更	在園している園または子育て支援課までご相談ください	

8. 保育料と給食費等

(1) 0歳児から2歳児の保育料

保育料は、保護者の市町村民税額、お子様の年齢、および同一世帯のお子様の人数により決定されます。保育料には、給食費が含まれます。

●保育料の変更

毎年9月に最新の市町村民税額に基づき保育料の再算定を行います。そのため、9月から保育料が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

金額の詳細は「P10 鏡野町保育料月額表」をご確認ください。

●保育料算定の特例について

保育料の算出には、税法上の控除（住宅借入金等特別控除、寄付金控除など）は適用されません。これら控除を適用する前の「所得割課税額」に基づき、保育料を決定します。

(2) 3歳児から5歳児の保育料・給食費等

●保育料は「無償」です。（別途給食費等が必要です）

●保育園・こども園保育園部の給食費

給食費のうち「副食費（おかず・おやつ代等）」は、原則として保護者負担です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は副食費が免除されます。

- 世帯の市町村民税所得割額の合計が「77,101 円未満」の世帯
- 第3子以降のお子様

【給食費の額】

保育園	月額	4,500円
こども園幼稚園部	月額	3,500円

●幼稚園の給食：食事と保護者の負担額は、園におたずねください。

(3) 保育料・給食費の納付方法

口座振替(推奨)

口座振替の用紙は、各保育園または子育て支援課でお渡しします。

納付書(毎月15日発送)

指定する金融機関、コンビニエンスストア、PayPay、Fami Pay でお支払いください。毎月月末（12月は25日）が支払期限となります。

注意事項

入園期間は原則として月単位です。各月の1日時点で在園している場合は、登園の有無にかかわらず、その月の保育料を全額納付していただきます。

保育利用に変更予定がある場合は、速やかに各園または子育て支援課に連絡ください。

保育料・給食費の滞納について

- 当月分の保育料・給食費を期限までに納付いただけなかった場合、翌月20日頃に督促状を発送します。
- 保育料には延滞金（納付期限の翌日から納付の日まで期間に応じて年 14.6%）が加算される場合があります。引き続き納付されない場合は、児童福祉法の規定により、地方税の滞納処分の例による給料・預貯金等の財産差押えを実施することとなります。
- 上記の督促等のほか、児童手当を保育料未納分に充てることがあります。
- 滞納がある場合、もしくは3か月以上納付の約束を履行しない場合は、鏡野町保育園等入園選考基準要綱に基づき、調整指数を減点します。（未納月数×－2点）

鏡野町保育料月額表

(令和元年10月1日から適用)

上段は保育標準時間、下段()内の数字は保育短時間の月額

階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児(3号)	3歳以上児(2号)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円
第3階層	市町村民税均等割のみ	15,600円 (14,800円)	0円
第4階層	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	17,500円 (16,600円)
第5階層		48,600円以上 97,000円未満	27,000円 (25,650円)
第6階層		97,000円以上 121,000円未満	35,600円 (33,800円)
第7階層		121,000円以上 169,000円未満	40,000円 (38,000円)
第8階層		169,000円以上 230,100円未満	48,800円 (46,300円)
第9階層		230,100円以上 301,000円未満	54,900円 (52,100円)
第10階層		301,000円以上 397,000円未満	68,000円 (64,600円)
第11階層		397,000円以上	83,200円 (79,000円)

注1 表中の年齢については、4月1日現在の満年齢により決定します。

注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。

注3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

注4 小学校就学前の範囲において、保育園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。

注5 世帯の市町村民税所得割合計額が57,700円未満である場合、生計を一にする最年長の子から順に第2子は上記の半額、第3子以降については0円とします。

注6 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、満年齢が18歳以下の子から順に数えて、第3子以降となる児童で、満年齢が0歳から2歳までの児童は0円とします。

注7 ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等)については、5階層(市町村民税所得割の合計額が77,101円未満)までは以下の表のとおりとなり、第2子以降は無料とします。

注8 この利用者負担額のほか、3歳児以上は給食副食費が必要となります。また、各園により教材費や行事費など実費等の負担が必要となります。

保育料の減免 注7の場合

上段は保育標準時間、下段()内の数字は保育短時間の月額

階層区分	3歳未満児(3号)	3歳以上児(2号)
第2階層	0円	0円
第3階層	7,300円 (6,900円)	0円
第4階層	8,250円 (7,800円)	0円
第5階層 (所得割の合計額が77,101円未満の世帯)	9,000円 (9,000円)	0円

幼稚園・認定こども園幼稚園部の保育料(1号)

階層区分	利用者負担額
全階層	0円

注9 この利用者負担額のほか、給食副食費が必要となります。また、各園により教材費や行事費など実費等の負担が必要となります。

9. 入園後の生活

(1)ならし保育について

「ならし保育」とは、お子さまが集団生活に少しずつ慣れるため、入園当初に保育時間を短縮して行う期間のことです。ならし保育は入園日以降の実施となります。入園日より前に実施することはできません。

期間中は、通常の保育時間よりもお迎えの時間が早まります。具体的な期間（目安として2週間程度）やお迎えの時間等については、利用する園に事前にご相談ください。

(2)準備物、行事などについて

準備物、行事等は、入園説明会でお渡しする入園のしおり等をご覧ください。前年度の入園のしおり等は、鏡野町ホームページからご覧いただけます。

(3)その他

乳幼児期のこどもたちには、保護者の方と過ごす時間が一番の栄養です。休日などご家庭で過ごせる日は、ぜひ親子で向き合う時間を大切にしてください。

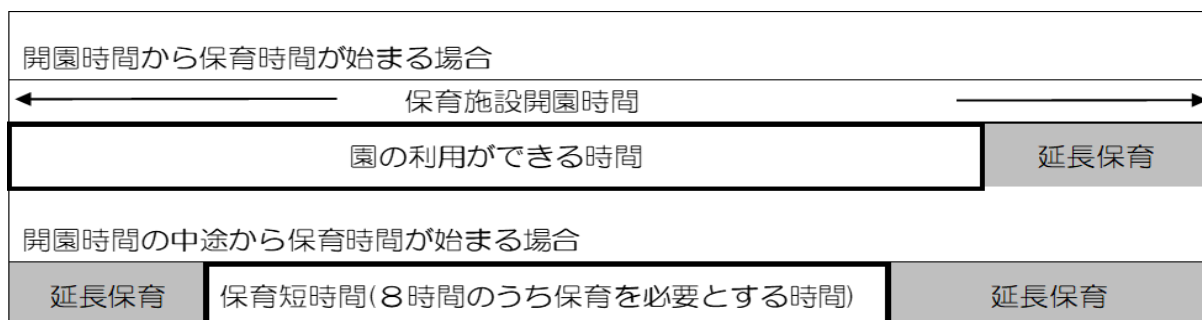
10. 幼稚園・幼稚園部の預かり保育（時間外保育）

利用できる人		その園を利用している子ども
実施時間		平日：保育時間終了後～17時 長期休業中：8時30分～17時 ※園の行事等で変更、中止する場合があります。
利用料	幼稚園	平日300円/日、長期休業中500円/日
	幼稚園部	平日：500円 長期休業中：P12（5）利用料金の表の金額

11. 保育園・こども園保育園部・小規模保育園の延長保育

利用できる人	その園を利用している子ども
実施時間	利用できる時間（保育必要量）の認定や開園時間等により、異なります。
利用料	1時間200円

【実施時間のイメージ図】



12. 一時預かり保育の制度

(1) 実施園

一時的に家庭で保育をすることが困難な場合、一時預かり保育を利用することができます。利用を希望される方は、次の実施園に直接お申し込みください。

実施園	所在地	電話番号	1日の利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	6人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	6人
鶴喜保育園	鏡野町下森原 122-1	0868-54-0411	6人

(2) 利用の要件

一時預かり保育が利用できるのは、次の①～④のすべてに該当する方です。

※他の園に在園中や感染症等の病気の時は利用できません。

※園の都合等により、お預かりできない場合があります。

●利用するお子さんが

① 1歳～小学校就学前であること

② 保育所、幼稚園、こども園、小規模保育園等に在園していないこと

(在園しているお子さんは利用できません)

③ 利用する日に感染症などの病気ではないこと

●保護者が

④ 次のアからウまでのいずれかに該当すること

ア 保護者の就労、就学により断続的に家庭保育が困難な場合

イ 保護者の病気、けが、看護、介護、冠婚葬祭など緊急の場合

ウ 保護者に育児疲れの解消が必要な場合

(3) 利用できる日数

原則、1人あたり、週3日を限度とし1ヶ月あたり12日以内（複数の園を利用する場合は合算します）

(4) 利用できる時間

平日、土曜日とも 8時30分～17時

(5) 利用料金

利用区分	保育時間	保護者負担額	
		町内の方	町外の方
1日利用	8時30分～17時	1,800円	3,000円
半日利用（午前）	8時30分～13時	1,000円	1,800円
半日利用（午後）	13時～17時	800円	1,200円

【無償化について】

2歳児までの非課税世帯、3～5歳児の利用は、無償化の対象です。該当の方は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を子育て支援課に提出してください。

ただし、給食費、その他実費はご負担ください。

詳しくは、子育て支援課におたずねください。

13. よくある質問 (Q&A)

Q1.各園の見学はできますか？

A. 可能です。事前予約制のため、見学したい園へ連絡をしてください。(P4 参照)
また、各園で園庭開放(かがみのぼかぼか)を行っていますので、そちらもご利用ください。

かがみのぼかぼか
ホームページ



Q2.一時預かり保育と通常の入園は違いますか？

A. はい。一時預かり保育は短期・臨時利用の制度で、通常の入園とは別枠です。一時預かり保育については、P12をご覧ください。

Q3.鏡野町内の保育園と他市町村の保育園を同時に申し込むことはできますか？

A. 可能です。入園申込書の第1希望から第5希望のいずれかの欄に希望する園を順にご記入ください。(P6 6. 町外の園の利用(広域保育)参照)

Q4.どのように入園の選考が行われますか？

A. 原則として点数制(基準指数+調整指数)により選考します。保護者の就労時間や家庭状況(ひとり親、介護中など)により点数が加算されます。詳しくは、鏡野町ホームページ「鏡野町の入園選考基準」をご確認ください。

鏡野町の入園選考
基準



Q5.兄弟姉妹がすでに入園している場合は入園に有利ですか？

A. 調整指数の加点対象ですが、受入れ可能人数の関係で希望が通らないこともあります。

Q6.選考に落ちた場合はどうなりますか？

A. 残念ながら落選した場合は、入園保留通知が届きます。入園保留(申し込みの状態)は年度内有効で、希望する施設に入園が可能になった場合はご連絡いたします。また、鏡野町では一時預かり保育の制度(P12参照)も実施していますのでご検討ください。

Q7.現在育児休業中です。保育園に入園できない場合、育児休業を延長したいと思っています。必要な手続きはありますか？

A. 勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

Q8.保育料はどのように決まりますか？

A. 保護者の市町村民税の課税額(所得)に応じて決定します。兄弟姉妹が複数いる場合は減免制度があります。詳しくは鏡野町保育料月額表(P10参照)をご覧ください。

Q9.保育料無償化の対象は何歳ですか？

A. 3~5歳は原則無償、0~2歳も住民税非課税世帯は無償です。(P9~P10参照)

Q10.長期間園を利用しない場合の保育料はどうなりますか？

A. 月々の保育料は通常通り徴収します。日割り計算はありません。

Q11.保育料の他ににかかる費用はありますか？

A. 写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。項目や徴収額は保育園によって違いますので、ご不明点は各園にご確認ください。

Q12. 保育時間は何時から何時までですか？

A. 利用する園や利用できる時間(保育標準時間・保育短時間)により異なります。P4~P5ページでご確認ください。

Q13.申し込み後に勤務先や勤務時間、住所などの変更がある場合はどうしたらいいですか？

A. 変更する可能性がある場合は、子育て支援課へ事前にご相談ください。変更することが決まり次第、必要な書類(就労証明書など)を改めて提出していただく場合があります。(P7参照)